

with SC サービス基本約款

第 1 条（本約款、サービス仕様書の適用）

1. 株式会社ソフトクリエイト（以下「当社」とします）は、この「with SC サービス基本約款」（以下「本約款」とします）および第 4 条で定義する「サービス仕様書」に基づき、with SC サービス（以下「当サービス」とします）を提供します。
2. 本約款およびサービス仕様書は、当サービスの対象となる全てのメーカー（以下「メーカー」とします）が提供する SaaS サービスを、利用者となる法人・個人および団体（以下「契約者」とします）に当社が提供するにあたり、契約者と当社との間における当サービスの利用に関する一切の関係に対して適用されます。
3. 契約者は、当サービスの利用を申し込む前に必ず本約款およびサービス仕様書の内容を確認し、同意した上で申し込むものとし、当該内容に従って当サービスを利用するものとします。
4. 本約款と個別の利用契約（以下「利用契約」とします）で定めた内容が異なるときは、利用契約で定めた内容が本約款に優先して適用されるものとします。

第 2 条（本約款、サービス仕様書の変更）

1. 当社は、本約款およびサービス仕様書の内容を変更しようとする場合、当社のウェブサイトに掲載する方法等により、あらかじめ契約者に対して本約款を変更する旨および変更後の約款の内容および約款変更の効力発生日を告知するものとします。
2. 前項に基づき本約款およびサービス仕様書の変更を告知した日から当該変更の効力発生日までに契約者からの異議の申し出がない場合、契約者は当該変更に同意したものとみなし、以後、当社と契約者との間において、変更後の本約款およびサービス仕様書が適用されるものとします。

第 3 条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、本約款および利用契約に定めのない限り、通知内容を書面の発送、電子メールの送信または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を書面の発送、電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ書面の発信、電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第 4 条（用語の定義）

1. 本約款における用語の定義は次の通りとします。
 - (1) 「当サービス」とは、メーカーが提供する SaaS サービスを契約者が利用するために本約款およびサービス仕様書に基づき、当社がその支援業務を実施するサービスをいいます。
 - (2) 「申込者」とは、当サービスの利用契約の申込みをする法人・個人および団体をいいます。
 - (3) 「契約者」とは、当社が前号の申込を承諾し、当社と当サービスの利用契約を結んだお客様をいいます。
 - (4) 「サービス仕様書」とは、当サービスの内容、当サービスの提供を受けるために必要なシステムの条件、その他詳細について、別途当社が定める当サービスに関する仕様書をいいます。

第 5 条（当サービスの内容）

1. 当サービスの内容、当サービスの提供を受けるために必要なシステムの条件、その他詳細については、「サービス仕様書」)により、契約者に提示されるものとし、契約者は当該仕様書に従い当サービスを利用するものとします。

第 6 条（当サービスの停止）

1. 当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、利用契約に基づく当サービスの提供を何ら事前に通知および勧告することなく停止することがあります。
 - (1) 利用契約に基づく当サービスの第 14 条（契約金額）に定める契約金額および第 17 条(遅延損害金)に定める遅延損害金を、支払期限を途過してもなお支払わないとき
 - (2) 当社、他の契約者または第三者の著作権等の知的財産権、財産権、プライバシー権その他の権利を侵害する場合
 - (3) 利用契約の申込書等の提出書類に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (4) そのほか当社が契約者として不適当と判断した場合
2. 当社は、本条に基づく当サービスの停止に関し、契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

第 7 条（当サービスの中止）

1. 当社は次の各号に該当する場合には利用契約に基づく当サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当サービスの設備の保守上、若しくは工事上やむを得ない場合
 - (2) 当サービスを継続して提供する事が著しく困難であると当社が判断した場合
 - (3) 法令等に基づく強制的な処分により当サービスを提供することが著しく困難となった場合
 - (4) 天災、地震その他当社の責に帰すことのできない事由によりサービス提供が事実上できない場合
2. 当社は前項各号の規定により当サービスの提供を中止するときは、事前にその旨を契約者に当社の提供する手段により通知します。ただし、緊急の場合またはやむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。
3. 当社は、本条に基づく当サービスの提供の中止に関し、契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

第 8 条（利用契約の成立）

1. 当サービスの利用を希望する申込者は、本約款およびサービス仕様書の内容を承諾の上、当社所定の申込書に必要事項を記入して当社所定の方法で当社に提出することにより、当サービスの利用申込を行います。なお、当該申込書が提出された時点で、当社は申込者が本約款およびサービス仕様書の内容を承諾したものとみなします。
2. 当サービスの利用契約は、当社が第 1 項の申込を承諾したときに申込者との間で成立するものとし、前項に基づき提出された申込書を受領後、当社の 7 営業日以内に、当社が第 11 条の定めに基づき拒絶する旨を申込者に通知する場合を除き、利用申込は、当該申込書を受領した日に当社により承諾されたものとして扱われます。
3. 契約者は、利用契約の成立後は当サービスの開始もしくは利用の有無にかかわらず、当サービス利用料金の支払い義務を負うものとします。

第 9 条（申込の拒絶）

1. 当社は利用契約の申込者が次の項目に該当する場合には、利用契約の申込に対する承諾を行わない場合があります。

- (1) 当該申込みに関わる利用契約上の義務を怠るおそれがある場合
- (2) 第 6 条（当サービスの停止）のいずれかの事由に該当するおそれがある場合
- (3) 申込書に偽名などの虚偽の事実を記載した場合
- (4) 当社が利用契約の締結を適当でないと判断した場合

第 10 条（サービスの利用期間）

1. 契約者は、第 8 条（利用契約の成立）に規定する利用契約の成立後、当社から契約者へ通知する当サービスの利用開始可能日（以下「サービス利用開始日」とします）から当サービスを利用することができます。

第 11 条（サービス内容の変更）

1. 契約者は当サービス内容の変更を希望する場合、当社が別に定める申込書に必要事項を記入して当社に提出することで、契約者が利用する当サービスの追加、変更を申し込むことができます。
2. 変更申込に係る方法、承諾、拒絶および利用期間については、第 8 条（利用契約の成立）から第 10 条（サービスの利用期間）の定めに従います。
3. 前項によらず、契約者は、当サービスの内容によっては変更ができない場合があることを承諾するものとします。

第 12 条（契約者によるサービス利用の終了）

1. 契約者は当サービスの利用終了を希望する場合、当社が別に定める申込書に必要事項を記入して当社に提出することで、第 10 条（サービスの利用期間）に定めるサービス利用期間の自動更新を終了させることができます。
2. 契約者が、当サービスの対象となる全てのメーカーが提供する SaaS サービスの利用を中止した場合、その時点で当サービスの利用も終了となり、利用契約も解約されます。
3. 契約者が、当サービスの利用期間中にもかかわらず、当サービスの対象となる全てのメーカーが提供する SaaS サービスの利用に関し、当社以外の第三者と直接契約を締結した場合、その時点で当サービスの利用も終了となり、利用契約も解約されます。

第 13 条（契約金額）

1. 利用契約に基づく当サービス利用の対価（以下「契約金額」とします）は、利用契約その他で別途定めるものとします。

第 14 条（契約金額の支払）

1. 契約者は、前条に定める契約金額を当社の規定する方法で当社の指定日までに支払うものとします。
2. 当社が当サービスに対し、第 6 条（当サービスの停止）規定による提供の停止を行った場合における当該停止期間は、サービス提供があったものとして、当該停止期間に対応する契約金額が発生します。
3. 当サービスの利用およびその料金の支払いに際して生じる公租公課等については、契約者がこれを負担するものとします。
4. 銀行振込手数料および料金の支払いに際して生じるその他の費用については、契約者がこれを負担するものとします。

第 15 条（契約金額の改定）

1. 経済情勢の変化等、当社がやむを得ないと判断した場合、当社は契約者の承諾を得ることなく契約金額を改定できるものとします。
2. 改定後の契約金額は、当社が適切と判断する方法（ウェブサイト上での表示、お客様に対する電子メールでの通知等の方法を含みますが、これに限定されません。）でお客様に通知します。
3. 契約金額の改定は、第 10 条（サービスの利用期間）に定める利用期間の更新後から適用されるものとし、利用期間の更新をもってお客様は改定内容に同意したものとみなします。

第 16 条（遅延損害金）

1. 契約者の支払いが支払期日の翌日から起算して 10 日以上遅延した場合は、当社は契約者に対して、支払期日の翌日から完済日までの日数に対して未払料金の年 14.6%の割合で算出される遅延損害金を請求できるものとします。

第 17 条（機密保持）

1. 当社および契約者が相手方に対して開示する機密情報を、機密保持義務の対象とします。
2. 前項の機密保持の対象事項において、当社および契約者は本条に定める各項を遵守し、これを機密に保持するものとします。また、利用契約の目的の範囲を超えての使用を禁止します。
3. 次の各号に掲げる情報は機密情報に該当しないものとします。
 - (1) 相手方から開示される前に既に保有していた情報
 - (2) 相手方から開示以前に公知であった情報および開示後に公知となった情報
 - (3) 相手方から開示以後に機密保持義務に違反しない第三者から正当に取得した情報
 - (4) 法令に基づき官公庁および裁判所から開示を義務付けられた情報
4. 当社および契約者は、機密保持義務を履行するために情報取扱責任者を定めるものとします。
5. 本条に定める内容は、機密情報に係わる発明・考案・商標・ノウハウ等に対する知的財産権の譲渡または実施権の付与、著作物等に対する著作権等の譲渡または許諾、その他権利の移転および許諾を認めるものではありません。
6. 当社および契約者は、機密情報を取扱うに当たり、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとします。
7. 契約者が個人情報取扱事業者として当サービスで利用する個人情報は、契約者が唯一かつ排他的なコントロールを有するものであり、当社は「個人情報の保護に関する法律」に基づく責任を負いません。
8. 当社および契約者は、相手方が承諾した第三者以外の者に、当サービスに係わる機密情報を開示してはなりません。
9. 契約者は、当サービスと同様または類似したサービスの企画、運営その他の実施をすることができないものとします。
10. 本条の効力は利用契約の成立日から発生するものとし、利用契約の終了後も存続するものとします。

第 18 条（第三者への業務委託）

1. 当社は、当サービスを提供するために必要と判断した第三者に当サービスの業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者はそれを認めるものとします。
2. 前項の場合において、当社は、当該再委託先に対し、第 17 条（機密保持）に規定する機密情報と同等の義務を負わせることを条件に、契約者の承諾なく機密情報を開示できるものとします。

第 19 条（ユーザアカウントおよびパスワードの管理）

1. 契約者は当サービスにて提供されるユーザアカウントおよびパスワードを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないようにするものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。
2. 契約者は、ユーザアカウントおよびパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を通知するものとします。
3. 当社は、ユーザアカウントおよびパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第 20 条（データ等の取り扱い）

1. 当サービスにおけるデータが、滅失、毀損、第三者による傍受・漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。
2. 当社およびメーカーはデータのバックアップに関する一切の責任を負わないものとします。ただし、当サービスがバックアップサービスを含む場合は、当社は、善良なる管理者の注意をもってバックアップ運用を行う義務を負うものとします。
3. 前項において、バックアップデータはデータの保全および復元の完全性を保証するものではありません。
4. 契約者の問い合わせに応じて、当社が契約者のデータを確認・操作した場合、その結果発生した損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。
5. 当社は、契約者に提供するサービスに対するアクセスの状況の記録の内容を契約者に通知するサービスを提供いたしません。ただし、当サービス内で提供する機能については、その限りではありません。

第 21 条（禁止事項）

1. 契約者は、当サービスの利用にあたり、次の行為をおこなってはなりません。また、試みる行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社もしくは第三者のプライバシー権・肖像権等の権利を侵害する行為、著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為
 - (2) 法令に違反する行為
 - (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為
 - (5) 犯罪行為または犯罪の恐れがある行為
 - (6) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (7) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (8) 風俗営業等の規制および適正化に関する法律（以下「風営適正化法」といいます。）が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
 - (9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
 - (10) 当社、他の契約者その他第三者の安全を脅かす行為
 - (11) 当社、他の契約者その他第三者に迷惑をかける行為

- (12)当サービスからアクセス可能な第三者の情報を改ざんし、または消去する行為
- (13)他人のアカウントあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
- (14)嫌がらせメール、迷惑メールなどを大量に配信する行為および、あるいはそれに類似する行為
- (15)当サービスのリサーチを目的とした行為
- (16)当社または当サービスの運営を妨げ、または当社の信用を毀損する行為
- (17)その他、当社が当サービスの契約者として相応しくないと判断する行為

2. 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っている場合、当社は、第 6 条(当サービスの停止)に定める措置を行います。当社は、当該措置に加え、損害および費用等を契約者に請求し、また、利用契約を解除できるものとします。

第 22 条 (契約者の義務)

1. 契約者は当サービスの利用に関して当社によってその利用方法が不適切であると判断された場合には、当社の技術上あるいは運用上の勧告に従い適切な対処を行うものとします。
2. 契約者は、当サービスを利用して、法令により禁止されている行為もしくは公序良俗に反する行為を行い、または第三者にこれを行わせてはいけません。
3. 契約者は、当サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無およびその他一切の紛争について、契約者の責任と費用負担で誠実にこれを解決しなければなりません。

第 23 条 (第三者に対するサービスの提供)

1. 契約者が、当サービスを利用して、第三者にサービス提供する場合は、契約者の責任をもって本約款を遵守させるものとします。
2. 契約者と第三者の間に損害および紛争等が発生した場合、当社は一切の責任を負わず、契約者の責任と費用負担をもって解決するものとします。
3. 前二項において、契約者または第三者が当社に損害を与えた場合は、契約者が当社に対して損害を賠償するものとします。

第 24 条 (契約の解除)

1. 当社は第 6 条 (当サービスの停止) の規定により、利用契約に基づくサービスの利用を停止された契約者が、直ちにその事由を解消しない場合には、利用契約を解除できるものとします。
2. 当社は、契約者が第 6 条 (当サービスの停止) もしくは第 21 条 (禁止事項) のいずれかに該当する場合で、その事由が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと当社が判断するときは、前項の規定に係わらず利用契約を直ちに解除できるものとします。
3. 当社は、監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けた場合、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
4. 当社は、自らか、もしくは第三者より破産、会社更生、民事再生、特別清算を申し立てもしくは申し立てられた場合、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
5. 当社は、第 7 条 (当サービスの中止) のいずれかに該当する場合、当社の判断で利用契約を解除できるものとします。

6. 当社が本条による利用契約の解除を行う場合、第3条（通知）に従い解除の通知をし、同条に基づく通知の効力が生じた日をもって当該利用契約は終了するものとします。
7. 当社は、本条において定める解除を行った場合であっても、契約者に対して損害賠償を請求できるものとします。
8. 当社は、本条において定める解除に関し、契約者に生じた損害等について一切の責任を負わないものとします。

第25条（免責）

1. 当社は当サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、商品的価値を有すること、不具合が生じないことを含め、当サービスに関して明示的にも黙示的にも一切の保証を行いません。また、当社は当サービスがシステム運用の完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
2. 当社は当サービスの提供により生じる結果、本契約に従って行った行為の結果および契約者と第三者との間で生じた紛争について一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、以下の事由に起因して契約者に生じた損害について、請求原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動などの不可抗力
 - (2) コンピュータウイルス対策ソフトが対応していない種類のコンピュータウイルスの侵入
 - (3) 悪意のある第三者による不正アクセス、アタックまたは通信経路上における傍受
 - (4) 当社が定めるセキュリティ手段などを契約者が遵守していないことに起因する損害
 - (5) 裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分
 - (6) その他当社の責めに帰すべからざる事由

第26条（損害賠償）

1. 当サービスの提供に関する当社の損害賠償責任は、本約款および利用契約における他の条項の定めに関わらず、請求原因の如何を問わず、契約者が現実には被った直接かつ通常の損害に限るものとします。また、当社の損害賠償金額は、利用契約に基づく月額費用の1ヶ月分を限度額とします。
2. 前項の範囲をもって、当社の責に基づく補償および賠償責任の限度とし、契約者の結果的損害、付随的損害、機会損失その他の逸失利益の損害、間接損害、特別な事情により発生した損害については、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

第27条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および契約者は、それぞれ相手方に対し、過去、現在および将来において、自己、自己の役員または従業員のいずれも、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等およびこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当せずかつ反社会的勢力との一切の関係を有しないことを表明し、かつ、保証する。
2. 当社および契約者は、自己、自己の役員または従業員について、自らまたは第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行為を行わず、かつ、行わせない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社および契約者は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、何らの催告なく直ちに利用契約を解除できるものとする。

第 28 条（権利義務譲渡の禁止）

1. 契約者は、あらかじめ当社指定の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡その他の方法で処分しまたは担保の目的に供してはならないものとします。

第 29 条（協議事項）

1. この利用規約に定めのない事項または当サービス利用契約の履行に疑義が生じた場合は、契約者と当社の双方で協議の上、解決を図るよう努めるものとします。

第 30 条（準拠法）

1. 本約款の準拠法は、日本法とします。

第 31 条（裁判管轄）

1. 本約款および利用契約に関して契約者と当社間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

2021 年 10 月 1 日 制定・発効